

貧困問題 必要な議論とは

生活保護法改正・自立支援法案 秋にも再提出の動き

生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が廃案になった。法案は困窮者の自立を促すという評価の一方、保護を受けづらくするのではという懸念も示されてい

た。ただ、国は再提出の姿勢を見せる。8月には保護費の引き下げも始まる中、廃案をどう受け止め、今後どんな議論が必要と考えるか。貧困問題に携わる3人に聞いた。

廃案になった2法案のポイント

- ※カッコ内は想定していた実施時期
- ・生活保護法改正案(一部項目を除き14年4月)
 - ・不正受給の罰金を「100万円以下」に引き上げ。不正受給の返還金に最大4割上乗せ
 - ・扶養可能と見られる扶養義務者に自治体が報告を求める
 - ・自治体が受給者の就労状況も調査可能に
 - ・特別な事情がなければ、申請時に収入などを記した書類を提出する義務を条文に明記
 - ・受給中に働いて収入を得た場合、今の制度だと減らされる保護費の一部を積み立てたときなし、保護から抜ける際に現金で給付
 - ・生活困窮者自立支援法案(15年4月)
 - ・自治体が困窮者の自立支援プランを作成
 - ・家計管理の指導や仕事につくための準備支援
 - ・仕事を失った困窮者に家賃相当額を給付

自治体に責任持たせる

櫛部 武俊さん

元北海道釧路市ケースワーカー。釧路社会的企業創造協議会スタッフ

生活保護を受けている人の自立支援に長年携わってきたのは、一人は育つ」といふことだ。今回の制度改正は、保護費を支給して終わ

では、真の自立にはつながらない。自治体の福祉事務所やハローワークへは想像以上に行きづらく、生活に困っているも相談すらできない声なき人が相当いる。生活困窮者自立支援法案は、困窮者に対する相談対応を福祉事務所に義務づけ、訪問も必要になる。これが重要な点だ。業務が増えるので抵抗はあるだろうが、自治体の責任が明確になる。支援の手を育てるものだ。給付の引き締め策が盛り込まれた生活保護法改正案だけでも、自治体の責任が明確になる。支援の手を育てるものだ。給付の引き締め策が盛り込まれた生活保護法改正案だけでも、自治体の責任が明確になる。支援の手を育てるものだ。

就労支援一辺倒の懸念

小久保 哲郎さん

大阪弁護士会所属の弁護士。「生活保護問題対策全国会議」事務局長

生活保護法改正案の廃案は大歓迎だ。申請時に必要書類の添付を義務づけ、扶養義務の強化を盛り込んだ法案は、

の低所得者への就労支援は大それたことだ。だが、生活保護が必要な状態になっているのに、就労支援一辺倒の対応をして保護を受けさせないのでは、という懸念が拭えない。法案は再提出されるとみられるが、そのあたりの議論を尽くすべきだ。保護から締め出して何になるのか。低年金や賃金の問題は変わらな

乳幼児期からサポート

湯沢 直美さん

立教大学教授(社会福祉学・児童福祉)。子どもの貧困問題に携わる

生活困窮者支援を考えるなら、税や社会保険の負担軽減、児童手当などの給付の手厚さを改める必要がある。そう

欠かせない。生活保護を受ける世帯の構成員の6〜7人に1人は19歳以下。そのうち20%は乳幼児だ。貧困の連鎖を防止するために、乳幼児期から健康や栄養面、養育環境などの支援を検討してほしい。生活保護受給世帯で、病気や障害のある親や子どもの数、親の教育歴など、子どもの生活環境が分かる政府のデ

給付金創設、不正受給の罰則強化

生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案は、生活に困る人への支援策として、不正受給の罰則強化などの引き締め策が柱になる。民主党政権時から検討されてきた。支援策では、生活保護受給者に対する「就労自立給付金」を創設する。受給者が働いて収入を得ると今の制度では保護費が減るが、この一部を積み立てたときなし、将来保護から抜けるときに現金を

手続きで提出すると条文に明記したことに批判が出た。「申請を不当に拒否する」「水際作戦」の口実になる」という理由だった。衆議院の審議で、これまでの手続きと変わらぬことを明確にする修正をし、自民・公明・民主などの賛成多数で可決した。ただ全期末の混乱のあおりで、両法案とも参院で廃案となった。田村憲久・厚生労働相は、秋の臨時国会で内容を大きく変えずに両法案を再提出する考えを示している。